

本当にあった相続事例⑫連帯保証債務

町工場経営の父の相続

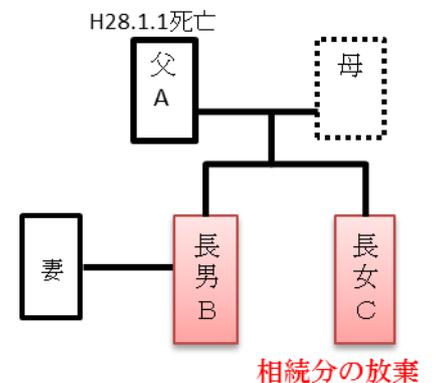
大田区の町工場を経営していた A 氏(82 才)に相続が発生しました。A 氏の妻は 3 年前に死去、長男 B と長女 C の 2 人の子供がおりました。

A 氏の資産は、自宅兼工場の不動産(評価額 5,000 万円)とわずかな預貯金(約 200 万円)のみで、借入金はありません。町工場の経営を引き継いだのは長男 B で、A 氏と同居していて A 氏の介護も長男の妻がしていました。そこで、家を出て独立していた長女 C は、自宅兼工場の不動産は兄に譲り、預貯金 100 万円のみ相続することに。C は、「自分は何もいらない。相続を放棄するので、ほんこ代 100 万円だけもらっただけ」というつもりで、遺産分割協議書に押印しました。相続開始後 5 か月経過した頃のことでした。

父には連帯保証債務

ところが、相続開始から半年たって、金融業者から「A さんは知人の連帯保証人となっており、連帯保証債務が 2000 万円あります。」との通知を受け、兄妹は驚きます。

確認してみると、父が生前、同じ町工場経営者仲間 F の、設備投資のための借入の連帯保証人になっていました。F は 1 年前に死亡し、後継者もなく廃業をすることになり、F の相続人は相続放棄して、F の債務が連帯保証人 A に回ってきたのですが、A から連帯保証の事実を相続人は聞いていませんでした。



「相続分の放棄」でなく「相続放棄」すべきだった！

A さんの相続開始から 3 か月以内なら、C は「相続放棄」手続きをすれば、初めから相続人とはならず、連帯保証債務も C には及びません。ところが半年もたってから、遺留分にも満たない現金 100 万円で相続分を放棄した C には、法定相続分の 1,000 万円の保証債務がきます。

納得が行かない C は、弁護士に相談しました。弁護士は、家裁が認めるかわかりませんが、「保証の存在を知らずに、知ってから 3 か月以内なので、相続放棄の申請を受理してください」と上申書を出すことを勧めました。しかし万が一、この上申書が家裁に受理されても、金融業者は「受理は無効だ」と訴えるかも知れません。

事業をやっていた A が連帯保証をしていたかどうかは、C には不明ですし、引き継いだ長男が倒産するかもしれません。C はわずか 100 万円の現金は受取らず、相続放棄をすべきでした。

また、事業資産を継承しない C さんのために、連帯保証債務の存在を知っていた父親が、生前に 1,000 万円でも一時払い生命保険に加入しておくことも有効でした。生命保険金は民法上の相続財産ではないので、C が相続放棄しても受け取れます。

相続放棄とは

相続人が被相続人から受け継ぐべき遺産のすべてを放棄することを言い、被相続人の負債が多い場合や、家業の経営を安定させる為、長男以外の兄弟姉妹が相続を辞退するときなどに使われます。また、相続財産に対して、負債の方が多くかどうか判断がつかない場合には、相続分がマイナスにならない程度に遺産を相続する**限定承認**という方法もあり、相続開始を知った日から3ヶ月以内に限定承認を行わない場合は、遺産のすべてを引き継ぐ**単純承認**とみなされます。